

資料 2

行政手続等における本人確認に関する調査の背景事情等

実 施 年 度 等	平成 1 8 年度・第 2 期
テ ー マ 名	行政手続等における本人確認に関する調査の背景事情等
背 景 事 情	① 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成14年法律第32号）や、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）、所得税法（昭和40年法律第33号）等においては、預金口座や携帯電話の不正利用を防止するため、預貯金等の契約、携帯電話の契約、少額貯蓄非課税制度（マル優）の受付等の際に、運転免許証の提示等の方法により本人確認を行うことが義務付けられている。 また、国が定めた給付や登録等の行政手続においても、本人確認を行うこととされているものがみられる。 ② このような本人確認については、不正利用防止のために手続を徹底する必要がある一方で、窓口に何度か足を運ばざるを得ない場合があるので本人確認制度の周知を徹底してほしいなどの相談も多く、国民の利便性の確保及び負担軽減を図ることが重要となっている。 ③ また、国が定めた行政手続においては、所管する行政機関がそれぞれで本人確認のための資料や手法等を定めており、その運用の実態は必ずしも明らかとなっていない。
主 な 調 査 事 項	① 行政機関等における本人確認の周知状況 ② 金融機関等における本人確認等の実施状況 ③ 行政手続に必要な本人確認の実施状況
調査等対象機関（予定）	全府省、日本郵政公社、都道府県、市町村、関係団体、金融機関等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得ます。